

消食基第113号  
令和7年2月12日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂  
( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のD各条の清涼飲料水の項1(2)の2で規定するミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。）のうち殺菌又は除菌を行うものについて、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の和として0.00005 mg/lを超えて含有するものであってはならない旨の成分規格を新たに設定すること。

